

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年11月7日

公益財団法人大分県自治人材育成センター 会長 土 居 昌 弘

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 パソコン等一式
- (2) 賃貸借期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日まで
- (3) 需要場所 大分県大分市大字旦野原847番地の3

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件を全て満たしている者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。
- (3) 入札説明書に規定する参加資格確認申請書兼誓約書及び機能等証明書を令和7年11月25日（火）午後5時までに公益財団法人大分県自治人材育成センターに提出し、入札参加資格確認通知書による参加資格認定通知及び機能等証明書にかかる認定を受けた者
- (4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
- (5) この公告の日から 6 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員が役員となっている事業者
エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
公益財団法人大分県自治人材育成センター施設内及びホームページ
大分県大分市大字旦野原847番地の3
電話 097-547-8855
- (2) 日時
令和7年11月7日（金）から同年11月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書の交付

- (1) 期間
令和7年11月7日（金）から同年11月21日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所
公益財団法人大分県自治人材育成センター施設内及びホームページ
大分県大分市大字旦野原847番地の3

5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日 本 語
- (2) 通 貨 日本国通貨

6 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所
公益財団法人大分県自治人材育成センター 1階 会議室
大分県大分市大字旦野原847番地の3
- (2) 日時
令和7年11月28日（金）午前10時
- (3) 再度入札
開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。

7 入札保証金

免除とする。

8 契約保証金

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。
 - ア 保険会社との間に公益財団法人大分県自治人材育成センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体又は公益財団法人大分県自治人材育成センターと種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) (1)のアに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、落札決定の日から7日以内に提出すること。
- (3) (1)のイに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次のアからウにより提出すること。
（「契約保証金免除申請書見本」参照）
 - ア 提出期限
落札決定の日から7日以内
 - イ 提出場所
公益財団法人大分県自治人材育成センター
 - ウ 提出方法
アに掲げる期限までに、イに掲げる場所に持参すること。
ただし、持参できないときは、イに掲げる場所にアに掲げる日時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
なお、郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に「契約保証金納付免除申請書類 在中」と朱書きし、中封筒に入札事項、入札日時を、裏面に落札者の商号又は名称、代表者名及び取扱部署名を記載すること。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

9 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。

11 担当部局

公益財団法人大分県自治人材育成センター
〒870-1124 大分県大分市大字旦野原847番地の3
電話 097-547-8855

12 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。
この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。